

取引内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等の明確化に伴う
業務規程等の一部改正について

2021年6月7日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2021年12月13日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、システム障害等により、当社から売方取引参加者及び買方取引参加者に対して送信する取引内容の通知に不備があった場合の取扱い等について明確化することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

II. 改正概要

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">当社は、システム障害等により、取引が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当社がその都度定めるところにより、取引の内容を改めて通知するものとします。委託者は、当社において成立した取引の内容が当社から受託取引参加者に対して通知されること及び当該通知に遅延、欠落その他の不備があった場合には当社から受託取引参加者に対して改めて通知されることを理解したうえで、受託取引参加者に対して取引を委託することとします。その他所要の改正を行います。 | <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none">業務規程第24条第4項、第35条第7項、第37条第7項及び第39条第7項受託契約準則第6条の6
業務規程第24条第1項、第35条第5項及び第6項、第37条第5項及び第6項並びに第39条第5項及び第6項 |
|--|--|

III. 施行日

- 2021年12月13日から施行します。

以上